

平成 26 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 シ ナ ネ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 崎 村 忠 士
(コード番号 8132 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 法 務 部 長 阿 部 寛
(TEL 03-5470-7100)

定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 16 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 24 日開催予定の当社第 80 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議する旨、決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款の第 2 条（目的）につき、事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨、並びに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定（第 28 条及び第 36 条）を新設するものであります。
なお、取締役の一部責任免除の規定（第 28 条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記条文の新設に伴い、条文の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (商 号) (条文省略)	第 1 条 (商 号) (現行どおり)
第 2 条 (目 的) 1. ~23. (条文省略)	第 2 条 (目 的) 1. ~23. (現行どおり)
24. 太陽光発電装置、風力発電装置及びその他の の発電装置の販売並びに、それに係る設備機器の 販売及び発生する電力の販売 (新 設)	24. 太陽光発電装置、風力発電装置及びその他 の発電装置の販売並びに、それに係る設備機器の 販売
25. 自動販売機の販売及びその設置場所の斡旋	25. <u>発電及び売電に関する事業</u> 26. 自動販売機の販売及びその設置場所の斡旋

<p>仲介</p> <p>26. 自動販売機の修理、再生及びその廃棄処理業務</p> <p>27. 当社の目的に関係ある営業に対する投資</p> <p>28. 前各号に付帯関連する一切の業務及び事業</p>	<p>仲介</p> <p>27. 自動販売機の修理、再生及びその廃棄処理業務</p> <p>28. 当社の目的に関係ある営業に対する投資</p> <p>29. 前各号に付帯関連する一切の業務及び事業</p>
<p>第3条～第27条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第3条～第27条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>第28条 (取締役の一部責任免除)</u></p> <p>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役 (取締役であった者を含む。) の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第28条～第34条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第29条～第35条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>第36条 (監査役の一部責任免除)</u></p> <p>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役 (監査役であった者を含む。) の同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第35条～第39条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第37条～第41条</p> <p>(現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成26年 6 月24日
定款変更の効力発生予定日	平成26年 6 月24日

以上